

一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設 指 定 管 理 者 募 集 要 領

平成20年7月
宮崎県企業局

1	施設の概要	1
2	指定管理者の資格等	1
3	指定期間	3
4	協定の締結	4
5	指定管理者が行う業務の範囲及び企業局との業務の区分	4
6	企業局への納付金	8
7	募集及び選定等の日程	8
8	募集要領の配布場所	8
9	現地説明会の開催	9
10	申請の手続き	9
11	指定管理の選定方法及び決定	1 2
12	指定管理の指定及び協定の締結	1 3
13	実施状況の確認等	1 4
14	事業の実施が困難になった場合における措置	1 4
15	指定の取り消し等による損害賠償	1 5
16	業務の引き継ぎ	1 5
17	提供資料	1 6
18	問い合わせ先	1 6
	別表	1 7

様式集は別冊

一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設（以下「施設」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設

(2) 所在地 宮崎県児湯郡新富町大字新田字七俣2591番地

(3) 施設

ゴルフ場

コース	437, 190 m ² (河川占有) 18ホール 5, 710ヤード パー70
サービスセンター	509 m ² (企業局所有地) 鉄骨3階建
駐車場	8, 432 m ² (企業局所有地)

ゲートボール場

ゲートボール場	4, 912 m ² (河川占有)
駐車場	1, 976 m ² (河川占有)

2 指定管理者の資格等

(1) 申請資格

申請できるのは、県内に事業所を現に有している又は有することが確実な法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

個人での申請はできません。

また、次に掲げるいずれかに該当する場合は、申請できません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する法人等

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある法人等にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過していない法人等

ウ 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けている法人等

- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申立てを含む。以下「更生手続き開始の申立て」という。）がなされている法人等（ただし、同法第41条第1項の更生手続き開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続き開始の申立てをなされなかったものと見なす。）
- オ 破産法（平成16年法律第75号）第19条第1項又は第2項の規定による破産手続き開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件（以下「旧破産事件」という。）に係る同法による改正前の破産法（大正11年法律第71号。以下「旧法」という。）第133条の規定による破産手続き開始の申立てを含む。）がなされている法人等
- カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第13条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている法人等
- キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続き開始の申立てがなされている法人等（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続き開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）
- ク 法人等の役員又は経営に事実上参加している者（以下「役員等」という。）に破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定により破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件（以下「旧破産事件」という。）に係る同法による改正前の破産法（大正11年法律第71号。以下「旧法」という。）第132条の規定による破産手続き開始の申立てを含む。）がなされている者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいる法人等
- ケ 役員等に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の関係者又は暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいる法人等
- コ 国税及び地方税を滞納している法人等

(2) 複数の法人等による申請

施設のサービスの向上又は業務の効率的実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等が共同して申請することができます。この場合、次の事項に留意するものとします。

ア グループ名を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めていただきます。

この場合、他の法人等は、当該グループを構成する法人等として扱ってください。

なお、代表となる法人等又は構成する法人等の変更は、原則として認めません。

イ グループを構成する法人等間における委託業務に係る経費の分担割合等については、別途グループ内で協定書を締結してください。

ウ グループを構成する法人等は、単独又は別のグループを構成する法人等として重複申請を行うことはできません。

(3) 指定の手続き

ア 公募

指定管理者は公募により募集します。

イ 申請資格、書類の確認

申請者について、申請資格や提出書類を確認し、(1)に掲げるいずれかに該当する場合、また11(6)に掲げるいずれかに該当することが判明した場合は、失格とし、審査は行いません。

ウ 指定管理者候補者の選定及び指定管理者の指定

指定管理者は、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、申請書類の内容及び面接審査を行い、指定管理者候補者を選定し、その結果を受けて企業局長が候補者を決定の上、県議会の議決を経て、指定します。

3 指定期間

指定の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）とします。

ただし、施設の管理を継続することが適当でないと認められるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

4 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理者と企業局で細目について協議し、協定を締結します。

5 指定管理者が行う業務の範囲及び企業局との業務の区分

(1) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例（平成17年宮崎県条例第60号。以下「施設条例」という。）第13条に基づき次に掲げるものとします。業務は指定管理者が自ら行うことを原則としますが、主要な業務以外の部分的な業務については、あらかじめ企業局長の承認を得て、専門の事業者等に委託することができます。

ア 施設の利用に関する業務

利用の許可、利用の中止等に関する業務、及び利用料金の收受等に関する業務

イ 施設（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務

施設設備の維持保全、清掃等に関する業務

ウ その他施設の運営に関する業務

レストランの運営、利用者へのサービスの提供（売店、自動販売機による物品の販売を含む。）、利用促進、河川環境保全（河川敷地の適切な管理、環境保全協定に基づく検査・報告）、利用者の安全確保（火災、盗難等事故及び事件の防止措置、落雷・地震・津波等の災害に係る避難誘導など）に関する業務

(2) 企業局と指定管理者の業務区分

企業局と指定管理者の業務区分は、別表に掲げるとおりとします。なお、(1)に掲げるア～ウの業務の範囲内で別表に含まれないものは、原則として指定管理者の業務とします。

(3) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき施設の適切な管理運営を行うものとします。

ア 基本方針

指定管理者は、業務の遂行に当たり、県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、また法令等を遵守し、利用者にとって快適な施設の環境作り、適切なサービスの提供及び施設の利用促進を目指すものとします。

施設については、日常又は定期に必要な保守作業及び点検業務を行うとともに、最

良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めるものとします。

イ 基本的事項

(ア) 施設の営業時間

施設の営業時間は、指定管理者があらかじめ公営企業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第47号）第5条第1項に規定する管理者である企業局長（以下「企業局長」という。）の承認を得て決定するものとします。

ただし、営業時間にはその日の始業及び終業の作業に要する時間は含みません。

(イ) 施設の休業日

施設の休業日は、指定管理者があらかじめ企業局長の承認を得て、決定するものとします。

(ウ) 施設の利用料金

施設の利用料金は、施設条例に定める額を超えない範囲で、指定管理者があらかじめ企業局長の承認を得て決定するものとします。

また、料金を変更する場合は、利用者への周知期間を10日以上設け、あらかじめ企業局長の承認を得るものとします。なお、料金を減額する場合は、事前の届出によることができるものとします。この減額の届け出は当該料金を継続するものについても、毎年度提出することとします。ここで料金の変更は、通常料金、団体料金、高齢者割引料金、季節料金などの変更のことをいいます。

施設条例に定めている上限額は次の表のとおりです。

区 分	1人18ホールにつき
月曜日から金曜日まで (休日は除く)	3,085円（65歳以上の者にあつては、 2,405円）
土曜日、日曜日及び休日	5,115円

※ 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である。

1月2日（月曜日に当たる場合を除く。）、1月3日及び12月29日から12月31日までの日は、休日扱いとする。

(エ) 施設の改良

指定管理者が施設の改良を行う場合は、あらかじめ企業局長に協議するものとします。

また、建物やコースに関し、改良を行った場合、増加した資産は、企業局に帰属するものとします。

(オ) 河川環境の維持保全

指定管理者は、河川法及び河川占用許可の条件を遵守し、河川敷地の適正な管理に努めるものとします。

また、指定管理者は、農薬等の使用については、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設に関する農薬の適正使用実施要領及び環境保全協定書に基づき、適正使用に努めるとともに、環境保全管理協議会の意見をふまえ河川環境の維持保全に努めるものとします。

(カ) 災害発生時等の避難誘導

指定管理者は、災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、利用者の安全を確保し、避難誘導に努めるとともに、迅速かつ適切に対応するものとします。

(キ) 報告

指定管理者は、次に掲げる事項及びその他企業局の求めに応じ、必要な報告を行うものとします。

報告事項	報告時期	報告先
①事故及び災害発生等	発生後直ちに	企業局及び関係機関
②業務報告書	月ごとの実績を翌月5日まで	企業局
③事業報告書及び貸借対照表、損益計算書等の財務諸表	総会等承認後10日以内	企業局
④委託先	契約日の10日前まで	企業局
⑤事業計画書、収支計画書	事業年度開始前まで	企業局
⑥法人等の代表者、事業所の所在地の変更等	変更後直ちに	企業局

②については、様式を示すものとする。

(ク) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはなりません。

なお、指定管理者は、指定期間が満了するなどして指定管理者でなくなった場合にも施設の管理に関し知り得た情報を外部に漏らしてはなりません。

(ケ) 情報公開への対応

指定管理者は、県が出資している法人と同様に、指定管理者としての業務に係る情報の公開に努めるものとします。(宮崎県情報公開条例第24条の2参照)

(コ) 指定期間満了等における機械等の撤去

指定管理者は、指定の期間が満了するなどして指定管理者でなくなった場合には、指定管理者所有の機械装置、備品などはすべて施設内から撤去するものとします。これに要する経費は、全て指定管理者の負担とします。

(サ) 機械、備品等

施設の管理運営に必要な機械、備品等は、原則として企業局が備えることとし、無償で指定管理者に貸与するものとします。

ただし、手引きカート以外のカートについては、指定管理者が必要に応じて備えるものとします。

※ 企業局所有の機械、備品等については、別添提供資料「6 企業局が無償で貸与する機械・備品等」のとおりです。

(シ) 関係法令の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、以下の法令等を遵守する必要があります。

- ・宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例
- ・宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設管理規程
- ・地方自治法、同施行令、同施行規則等の行政関係法令
- ・労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等労働関係法令
- ・消防法、電気事業法、水道法その他施設・設備の維持管理、保守点検に関する法令
- ・宮崎県情報公開条例
- ・宮崎県個人情報保護条例
- ・その他関係法令

(ス) 公益通報制度への対応

宮崎県職員公益通報制度実施要綱の規定に基づき、指定管理者並びにその従事者もその通報をし、又はされる対象者となります。

(セ) 業務の包括的第三者委託の禁止

施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、企業局の承諾を受けて委託し、請け負わせることができます。

6 企業局への納付金

(1) 納付金

指定管理者は、利用者からの利用料金を収受し、この中から、企業局への納付金及び施設の運営にかかる経費を賄うものとします。

企業局への納付金額は、一年度につき2,300万円(税別)とします。

(2) 納付金の減免

大雨等による冠水により7日間を超えて営業できない場合で、管理者が指定管理者の営業上支障があると認める場合には、その日数を超えた日数について1日当たり、63,000円(税別)を乗じた額を納付金から減免します。

(参考)過去5年間の利用人員 (人)

年度	15	16	17	18	19	平均
人員	37,824	34,908	35,951	38,520	38,740	37,188

7 募集及び選定等の日程

募集及び選定等の予定は次のとおりとします。日程を変更する場合には、応募した法人等と関係する者にその旨通知します。

募集要領の配布	平成20年7月1日から8月29日(休日を除く。)
現地説明会	平成20年7月31日
申請受付期間	平成20年8月1日から8月29日まで(休日を除く。)
面接審査	平成20年10月頃
審査結果の通知	平成20年11月頃
指定管理者の指定	平成20年12月(県議会の議決を得て指定となります。)
協定の締結	平成21年4月1日

8 募集要領の配布場所

(1) 配布場所

宮崎県企業局総務課 宮崎市旭1丁目2番2号

(2) 募集要領のダウンロード

募集要領は、本県のホームページからダウンロードすることができるようにします。ただし、17の提供資料は、(1)の配布場所においてのみ配布することとします。希望があれば郵送します。

ホームページアドレス

9 現地説明会の開催

現地説明会の開催は次のとおりとします。

開催日 平成20年7月31日(木)

場 所 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設 サービスセンター
宮崎県児湯郡新富町大字新田字七俣2591番地

申込方法 別紙様式(様式第1号)により郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、
説明会開催日の前日までに10(2)イに掲げるところに申し込むものとしま
す。

10 申請の手続き

(1) 申請書類の受付期間及び時間

期間 平成20年8月1日から8月29日(休日を除く。)

時間 午前8時30分～午後5時15分

(2) 申請書類の提出方法及び提出場所

ア 提出方法

持参又は郵送とします。(郵送の場合は書留に限ります。)

イ 提出場所

宮崎県企業局総務課

〒880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号

電 話 0985-26-9759

ファクシミリ 0985-26-9754

メールアドレス kigyo-somu@pref.miyazaki.lg.jp

(3) 応募に関する質問の受付と回答

ア 受付期間 平成20年8月4日午前8時30分～8月18日午後5時15分

イ 受付方法 質問書(様式第2号)に記載の上、ファックス又は電子メールで送
付してください。電話での質問は受け付けません。

ウ 送付先 (2)イに掲げるところに送付してください。

エ 回答 順次、ホームページに登載します。

(4) 申請書類

次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、必要に応じ、ここに掲げる書類以外の書類の提出を依頼する場合があります。

ア 指定管理者指定申請書（様式第3号）

イ 団体の概要及び業務内容、実績等を記載した書類（様式第4号）

ウ 役員の氏名・住所等一覧表（様式第5号）

エ グループ構成団体一覧表（様式第6号）

オ 事業計画書（様式第7号）

カ 収支計画書（様式第8号）

キ 定款又は寄附行為及び法人登記簿謄本又はこれらに準ずる書類

ク 直近3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類及び事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

ケ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類

コ 誓約書（様式第9号）

※ 法人でない団体で、上に掲げる書類に該当するものがない場合は、これらに準じる書類を提出するものとします。

※ 複数の法人等による申請の場合は、オからケまでについては、構成する団体ごとに提出するものとします。

(5) 申請書類の提出部数

正本1部及び副本1部（副本は、複写で可。）

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属します。

ただし、企業局は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができるものとします。

- イ 申請書類その他提出された書類は、返却しません。
- ウ 申請書類その他提出された書類は、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）の規定に基づき公開することがあります。ただし、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示とします。
- エ 提出期限後、申請書類その他提出された書類の再提出又は差し替えは、原則としてできません。
- オ 施設条例その他関係法令を承知しているものとして取り扱います。
- カ 申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
- キ 必要に応じて申請書類の内容について、申請者から聴取調査を行う場合の詳細は、申請した法人等に後日連絡します。

11 指定管理者の選定方法及び決定

(1) 選定方法

選定委員会が選定基準等に基づいて総合的に評価して、指定管理者の候補者の選定を行います。

(2) 選定基準及び審査項目

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	公の施設に関する基本認識	確保できない場合失格
	企業局が示した管理基準に対する理解及び対応	
	住民の平等な利用に関する考え方	
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者数の目標及びその根拠	4 2
	利用者サービスの向上に関する提案	
	施設設置目的の理解と課題の認識	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設の維持管理の適格性	
	要望、苦情への対応方策	
事業計画を着実に実施するための管理運営能力	事業運営体制の確保	4 4
	継続的な安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）	
	ゴルフ場及び類似事業の実績	
	危機管理への対応（事故や災害等への対応）	
	事業計画及び収支計画の具体性、実現可能性	
	経営目標が達成できない場合の対応	
	個人情報保護、情報公開への対応	
地域への貢献等	環境保全への対応	1 4
	地域経済への配慮	
	障がい者への就労支援への対応	
	その他特に評価を求める事項	

(3) 最低基準点の設定

指定管理者候補者として選定されるための最低基準点を、以下のとおり設定します。

○選定委員会各委員の採点合計が、総配点の100分の60以上を満たすこと

これにより、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合、候補者として選定されない場合があります。

この場合、以下のいずれかの方法により改めて候補者を選定することとします。

- ・再公募を行う。

- ・申請者から改めて事業計画書を提出いただき、それに基づき審査・選定する。
- ・最高得点の申請者を、事業計画内容の改善を条件に選定する。

(4) 面接審査等

指定管理者候補者の選定に当たっては、申請書類により、応募資格、事業計画書の内容等を審査した後、選定委員会により面接審査を行います。この場合、面接審査の日時、場所、実施方法等は、申請者に通知します。

(5) 指定管理者候補者等の決定等

面接審査の後、選定委員会は、指定管理者候補者を選定します。その結果を受けて、企業局長が指定管理者候補者を決定します。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理者候補者の選定の対象から除外します。また、(4)の決定を受けた指定管理者候補者が当該決定後に次のいずれかに該当することが判明したときは、当該決定を取り消すものとします。

- ア 複数の事業計画書を提出したとき。
- イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。
- ウ 申請書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。
- エ 申請書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- オ 申請書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。
- カ その他不正な行為があったと県が認めたとき。

12 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、宮崎県議会の議決を得て行います。

(2) 協定の締結

企業局と指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目について協議の上、平成21年4月1日に協定を締結します。

(3) 指定の取り消し等について

ア (1)で指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。

イ (1)で指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、協定を締結せず、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき

(イ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

13 実施状況の確認等

(1) 定期確認

企業局は、毎年度事業実績や経営状況報告の提出を求め、管理運営の状況が協定書に基づき適切に実施されているかについて確認を行います。

(2) 随時確認

企業局は、必要があると認めるときは、随時管理運営の状況等に関し指定管理者に關係書類の提出及び説明を求め、又は施設内において実施状況について確認を行います。

(3) 指定の取り消しについて

(1)、(2)において、指定管理者が協定書に従わず、又は事業計画に沿った事業遂行を行っておらず適切な管理運営がなされていない場合には、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

14 事業の実施が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由等により施設の管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、企業局長は、地方自治法（昭和22年法律第67号以下「法」という。）第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況等に関し報告を求め、実施状況について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

この場合において、指定管理者が指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、企業局は、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

- (2) 不可抗力その他企業局又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、企業局と指定管理者は、事業継続の可否について協議することとします。

15 指定の取り消し等による損害賠償

次に掲げる指定の辞退及び指定を取り消された等の場合、指定管理者は、企業局に生じた損害を賠償していただきます。

ア 1 2 (3)で指定を受けた者が指定を辞退した場合

イ 1 3 (3)で指定を取り消された場合

ウ 1 4 (1)で指定を取り消された場合及び管理の業務の全部又は一部の停止を命じられた場合

16 業務の引継ぎ

(1) 協定締結前の引き継ぎ

指定管理者となる法人等は、指定期間開始前に速やかに現管理者から業務の引き継ぎを行い、指定期間開始後は、円滑に業務の遂行ができるようにする必要があります。

また、指定期間開始前の申し込みがあった指定期間開始後の施設の利用については現管理者から引き継いでください。

なお、事務引き継ぎ等に要した費用は、全て指定管理者となる法人等の負担とします。

(2) 指定期間満了等の引き継ぎ

指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定された場合を除く。）又は指定が取り消されたときは、施設を原状回復し、指定管理者所有の機械等を全て撤去するとともに、次期指定管理者又は県と業務の引き継ぎを行ってください。

17 提供資料

提供資料は次に掲げるとおりです。

- (1) 施設の概要
- (2) ゴルフコース利用者数及び企業局地域振興事業年度別収支状況
- (3) 宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例
- (4) 宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設管理規程
- (5) 関係法令一覧表
- (6) 企業局が無償で貸与する機械・備品等
- (7) 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターの決算状況
- (8) 運営にかかる関係団体一覧
- (9) 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設に関する環境保全協定書
- (10) ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱
- (11) 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設に関する農薬の適正使用実施要領
- (12) 現在のゴルフ場の料金表
- (13) 過去の冠水状況

18 問い合わせ先

宮崎県企業局総務課

〒 880-0803 宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号

電 話 0 9 8 5 - 2 6 - 9 7 5 9

ファクシミリ 0 9 8 5 - 2 6 - 9 7 5 4

メールアドレス kigyo-somu@pref.miyazaki.lg.jp

別表

企業局と指定管理者の業務区分

1 施設の利用に関する業務

業務区分	業務内容	企業局	指定管理者
利用承認	施設の利用許可		○
利用受付	施設の利用受付		○
利用料金	利用料金の設定（変更）、収受		○
	利用料金の承認	○	
利用案内	施設の利用案内、進行指導等		○

2 施設（附属施設を含む。）の維持及び保全に関する業務

コース管理	芝生、樹木等コースの管理、維持補修、冠水による土砂等の除去と復旧等		○
	ただし、上記に要する経費及び建物の維持等にかかる経費が年度間に200万円を超える（見込みの場合）は、企業局と協議することとする	○	○
	グリーンのホール毎の張替え	○	○
建物（附属施設を含む。）	建築物、その附属施設及び構築物の管理、維持補修等 ※ 補修を行う場合、企業局と協議が必要。		○
	ただし、上記に要する経費及びコース管理の維持等にかかる経費が年度間に200万円を超える（見込みの場合）は、企業局と協議することとする。	○	○
	建築物及びその附属施設、構築物の新築、増改築、移転、更新等	○	
機械器具、備品	機械器具、備品の管理、維持補修		○
樹木、植栽管理	コース外の樹木、植栽、花壇等の維持管理育成		○
清掃、ゴミの回収、搬出	施設の清掃、ゴミの回収、搬出		○

保険の加入	施設等の管理運営上に起因した事故及び施設利用者等への賠償に必要な保険		○
	建物にかかる保険	○	
ゲートボール場の維持管理	ゲートボール場の除草等		○
法令等に基づく定期点検、報告	法令等に基づく定期点検、又は報告（下に掲げるものを除く。）		○
	企業局保安規程（昭和62年企業局管理規程第6号）による巡視、点検	○	
その他	法令等に基づく点検に加え、自ら定期的に設備等の点検を行い、安全面、衛生面、機能面で問題が生じないよう利用者が安全かつ快適に利用できる施設の管理		○

3 その他施設の運営に関する業務

用具貸出	カート、クラブ等の貸出		○
売店	ゴルフ用品、コンペ賞品等の販売		○
レストラン	レストラン運営		○
データ収集	利用者数の統計等		○
広報、営業	利用促進のための広報、営業活動		○
ゴルフ場ホームページ	ゴルフ場ホームページの作成、更新		○
コンペやイベントの開催	利用促進のためのコンペやイベントなどの開催		○
ゴルフ場利用税の特別徴収義務者	ゴルフ場利用税の代理徴収		○
安全対策	防火、地震等災害、盗難などの対策		○
緊急時の避難誘導等	火事、落雷・津波等自然災害発生時などの利用客誘導、河川にある避難車やトイレ等の除去、関係機関への報告		○
警備	事故予防、盗難予防		○
河川占用許可	河川法による占用許可手続き	○	
河川環境保全	農薬、肥料等の適正使用による河川環境の保全、環境保全協定書に基づく水質検査		○
	環境保全管理協議会に関すること		○

関係内水面漁協への助成金の負担	魚介類の増殖、放流経費の一部負担	○	
土地等財産の取得処分	土地等の管理	○	
台帳の調整、管理	台帳の調整、管理	○	
その他の財産管理行為	所有権取得、処分行為、コース・建物（附属設備を含む。）の大規模な補修	○	
指定管理者の財産	財産の維持管理		○